



島根県報

令和3年12月28日（火）

第 273 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県立島根県民会館条例施行規則の一部を改正する規則	（文化国際課）	2
島根県立美術館条例施行規則の一部を改正する規則	（　　　　　）	3
島根県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則	（障がい福祉課）	3
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則	（　　　　　）	3
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項の規定に基づく報告に関する条例施行規則の一部を改正する規則	（　　　　　）	4

【告 示】

島根県工場生産動態調査要綱	（統計調査課）	4
島根県統計調査条例の規定による県統計調査の指定の一部改正	（　　　　　）	7

【選管公表】

令和3年10月31日執行衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表		8
--	--	---

【人委規則】

勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則		16
公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則の一部を改正する規則		16
不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則		16
職員団体の登録等に関する規則の一部を改正する規則		17

【人委細則】

勤務条件の措置要求に関する書面の様式を定める細則の一部を改正する細則		17
不利益処分についての審査請求に関する書面の様式を定める細則の一部を改正する細則		17
退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する書面の様式を定める細則の一部を改正する細則		18

公布された条例等のあらまし

◇島根県立島根県民会館条例施行規則の一部を改正する規則（規則第170号）

- 1 規則の概要
行政手続における押印等の見直しに係る様式の整備（別記様式関係）
- 2 施行期日
公布の日から施行することとした。

◇島根県立美術館条例施行規則の一部を改正する規則（規則第171号）

- 1 規則の概要
行政手続における押印等の見直しに係る様式の整備（様式第1号関係）
- 2 施行期日
公布の日から施行することとした。

◇島根県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則（規則第172号）

- 1 規則の概要
行政手続における押印等の見直しに係る様式の整備（様式第1号・様式第3号・様式第6号・様式第6号の4・様式第7号・様式第13号・様式第16号・様式第18号の2・様式第19号—様式第24号関係）
- 2 施行期日
公布の日から施行することとした。

◇障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則（規則第173号）

- 1 規則の概要
行政手続における押印等の見直しに係る様式の整備（様式第2号・様式第4号・様式第9号・様式第11号—様式第22号関係）
- 2 施行期日
令和4年1月1日から施行することとした。

◇精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項の規定に基づく報告に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第174号）

- 1 規則の概要
行政手続における押印等の見直しに係る様式の整備（別記様式関係）
- 2 施行期日
令和4年1月1日から施行することとした。

規 則

島根県立島根県民会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月28日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第170号

島根県立島根県民会館条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立島根県民会館条例施行規則（昭和43年島根県規則第42号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊤」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

島根県立美術館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月28日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第171号

島根県立美術館条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立美術館条例施行規則（令和2年島根県規則第36号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊤」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

島根県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月28日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第172号

島根県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

島根県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和45年島根県規則第12号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「氏 名 ㊤」を「氏 名

「備考

- 」に、
- 1 本共済制度においては、心身障害者を事後的に変更できないものとします。 を
 - 2 記名押印に代えて署名することができます。 」

「備考 本共済制度においては、心身障害者を事後的に変更できないものとします。」に改める。

様式第3号、様式第6号、様式第6号の4、様式第7号、様式第13号、様式第16号、様式第18号の2及び様式第19号から様式第24号までの様式中「㊤」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の島根県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月28日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第173号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年島根県規則第34号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「㊟ ※9」及び「※9 申請者氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとすること。」を削る。

様式第4号中「医師氏名（自署）」を「医 師 氏 名」に改める。

様式第9号及び様式第11号から様式第19号までの様式中「㊟」を削る。

様式第20号から様式第22号までの様式中「㊟」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項の規定に基づく報告に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月28日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第174号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項の規定に基づく報告に関する条例施行規則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項の規定に基づく報告に関する条例施行規則（平成19年島根県規則第9号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊟」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項の規定に基づく報告に関する条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

告

示

島根県告示第752号

島根県工場生産動態調査要綱を次のように定める。

令和3年12月28日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県工場生産動態調査要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、島根県統計調査条例（平成21年島根県条例第9号）第2条第2項に規定する県指定統計調査として実施する島根県工場生産動態調査に関し必要な事項を定めるものとする。

(調査の目的)

第2条 島根県工場生産動態調査（以下「調査」という。）は、島根県の鉱工業生産の動態を明らかにし、県経済の指標を得ることを目的とする。

(調査の期日)

第3条 調査は、令和4年1月1日から各月ごとに、当該月の末日現在において行う。

(調査の範囲)

第4条 調査は、統計法第28条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件（平成25年総務省告示第405号）に掲げる大分類E―製造業に属する事業所等の中から知事の指定するものについて行う。

(調査事項)

第5条 調査は、製造品の生産数量、出荷数量及び在庫数量について行う。

(報告義務者)

第6条 第4条に規定する事業所等の管理責任者を報告義務者とする。

(調査票の様式)

第7条 調査は、島根県工場生産動態調査票（様式第1号。以下「調査票」という。）によって行う。

(調査票の配布)

第8条 調査票は、知事が報告義務者に配布する。

(調査事項の報告)

第9条 報告義務者は、調査票に所定の事項を記入の上、各月分を翌月10日までに、次のいずれかの方法により知事に報告しなければならない。

- (1) 統計調査員への提出
- (2) 郵送
- (3) ファクシミリによる送信
- (4) 電子メールによる送信
- (5) 統計調査員又は県担当職員による聞き取り

(統計調査員)

第10条 知事は、調査に従事させるため、統計調査員を任命することができる。

2 統計調査員は、調査を行うときは、証明書（様式第2号）を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(調査結果の公表)

第11条 知事は、調査票を集計し、その結果を公表する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年1月1日から施行する。

(島根県工場生産動態調査要綱の廃止)

2 島根県工場生産動態調査要綱（昭和33年島根県告示975号）は、廃止する。

(経過措置)

3 前項の規定による廃止前の島根県工場生産動態調査要綱の規定により作成した用紙でこの告示の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第1号（第7条関係）

提出先	島根県知事
提出期限	翌月10日
提出部数	1部

島根県工場生産動態調査票

(年 月分)

1. 事業所名	
2. 事業所所在地	電話()

3. 製 品 生 産 品 名	単 位	生 産 数 量	出 荷 数 量	在 庫 数 量

備 考

記載注意事項

- この調査の目的は鉱工業生産の動態を明らかにすることを目的としますので、記載内容については秘密を保護し、統計目的以外の徴税事務等には決して使用いたしません。
- 休業、閉鎖の場合は県政策企画局統計調査課へ御連絡ください。
- 調査期間は原則として1日から末日までとしますが、月末締切が難しい場合は月末に近い適当な日を定めてその日から1ヵ月前の期間について記載して差し支えありません。ただし、みだりに報告期間を変更しないよう注意してください。
- 生産品名は当方で指定したもののみ記載してください。また、単位は当方で指定した単位とし、金額（千円）又は数量（個数でもよい）で記入してください。
- 生産数量は加工の場合であっても、自工場で実際に生産された数量を記入してください。
- 調査票は翌月10日までに県政策企画局統計調査課へ提出してください。

月 日 作成

申告者名	
作成者職氏名	

調査員氏名

様式第2号（第10条関係）

(表)

写 真	発給番号
	統計調査員証 (調査名) 島根県工場生産動態調査 (氏名)
	この者は、上記の統計調査に従事する統計調査員であることを証明する。
任命期間	年 月 日から 年 月 日まで
年 月 日交付	
	島根県知事 印

(裏)

注意事項
<p>1 この調査の事務を行うときは、この証票を携帯し、必要に応じてこれを提示してください。</p> <p>2 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはなりません。</p> <p>3 この証票を紛失したとき、又は記載事項に変更が生じたときは、直ちに発行者に届け出てください。</p> <p>4 この証票は、任命期間が満了したとき、又は発行者から返納を命ぜられたときは、直ちに発行者に返納してください。</p>
島根県統計調査条例抜粋
(報告義務)
第4条 個人又は法人その他の団体は、県指定統計調査のために必要な事項の報告を求められたときは、その事項の報告を拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。
2 [略]
(罰則)
第13条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。
(1) 第4条の規定に違反して、県指定統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした者
(2) 県指定統計調査の報告を求められた者の報告を妨げた者
(3)～(5) [略]
(6) 県統計調査の事務に従事する者で県統計調査の結果をして真実に反するものたらしめる行為をしたもの

(日本産業規格A7：横)

島根県告示第753号

島根県統計調査条例の規定による県統計調査の指定（平成21年島根県告示第240号）の一部を次のように改正し、令和

4年1月1日から施行する。

令和3年12月28日

島根県知事 丸 山 達 也

6の項を次のように改める。

6 報告を求めるために用いる方法

調査員調査、郵送調査、ファクシミリによる送信、電子メールによる送信及び統計調査員又は県担当職員による聞き取り

選 挙 管 理 委 員 会 公 表

島根県選挙管理委員会公表第1号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を次のとおり公表する。

令和3年12月28日

島根県選挙管理委員会委員長 大 野 敏 之

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和3年10月31日執行衆議院小選挙区選出議員選挙（島根県第一区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 25,329,600円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	細田 博之	候補者届出政党 又は所属党派	自由民主党	期 間	11月25日から 11月25日まで	第2回分
出納責任者 氏 名	田部 泰正					
収入				支出		
主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕				人件費 0円		
				家屋費 0円		
				選挙事務所費 0円		
				集合会場費 0円		
				通信費 122,234円		
				交通費 0円		
				印刷費 0円		
				広告費 0円		
				文具費 0円		
				食糧費 0円		
				休泊費 0円		
				雑費 0円		
その他の寄附 件 0円						
その他の収入 0円						
今回計 0円				今回計 122,234円		
前回計 7,300,000円				前回計 8,577,816円		
総 計 7,300,000円				総 計 8,700,050円		
支出のうち公費負担相当額				項 目		金 額
				選挙運動用通常葉書の作成		0円
				ビラの作成		0円
				ポスターの作成		0円
				選挙事務所の立札及び看板の類の作成		0円
				選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成		0円
				個人演説会の立札及び看板の類の作成		0円
				計		0円
報告書受理年月日	令和3年11月26日		第2回報告分			

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和3年10月31日執行衆議院小選挙区選出議員選挙（島根県第二区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 23,479,700円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	向瀬 慎一	候補者届出政党 又は所属党派	日本共産党	期 間	10月19日から 11月11日まで	第1回分
出納責任者 氏 名	井原 優					
収入				支出		
主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕				人件費 0円		
				家屋費 50,000円		
				選挙事務所費 50,000円		
				集合会場費 0円		
				通信費 10,000円		
				交通費 0円		
				印刷費 1,117,475円		
				広告費 584,199円		
				文具費 20,000円		
				食糧費 31,613円		
				休泊費 72,380円		
				雑費 2,970円		
その他の寄附 件 0円						
その他の収入 0円						
今回計 1,888,637円				今回計 1,888,637円		
前回計 円				前回計 円		
総 計 1,888,637円				総 計 1,888,637円		
支出のうち公費負担相当額				項 目		金 額
				選挙運動用通常葉書の作成		0円
				ビラの作成		0円
				ポスターの作成		0円
				選挙事務所の立札及び看板の類の作成		0円
				選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成		0円
				個人演説会の立札及び看板の類の作成		0円
				計		0円
報告書受理年月日	令和3年11月15日		第1回報告分			

人 事 委 員 会 規 則

勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月28日

島根県人事委員会委員長 本 間 恵美子

島根県人事委員会規則第17号

勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則

勤務条件に関する措置の要求に関する規則（昭和26年島根県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「署名押印して」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月28日

島根県人事委員会委員長 本 間 恵美子

島根県人事委員会規則第18号

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則の一部を改正する規則

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則（昭和58年島根県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「記名押印して」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月28日

島根県人事委員会委員長 本 間 恵美子

島根県人事委員会規則第19号

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての審査請求に関する規則（平成18年島根県人事委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「し、請求人が記名押印」を削り、同条第2項中「し、当該代理人が記名押印」を削る。

第40条第2項中「記名押印」を「署名」に改める。

第42条第3項を削る。

第52条第2項中「記名押印」を「記名」に改める。

第58条第4項中「記名押印して、」を削り、同条第5項中「し、当該代理人が記名押印」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員団体の登録等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月28日

島根県人事委員会委員長 本 間 恵美子

島根県人事委員会規則第20号

職員団体の登録等に関する規則の一部を改正する規則

職員団体の登録等に関する規則（昭和41年島根県人事委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

第1号様式から第9号様式までの様式中「㊤」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の職員団体の登録等に関する規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

人 事 委 員 会 細 則

勤務条件の措置要求に関する書面の様式を定める細則の一部を改正する細則をここに公布する。

令和3年12月28日

島根県人事委員会委員長 本 間 恵美子

島根県人事委員会細則第4号

勤務条件の措置要求に関する書面の様式を定める細則の一部を改正する細則

勤務条件の措置要求に関する書面の様式を定める細則（昭和39年島根県人事委員会細則第1号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号中「㊤」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この細則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この細則による改正前の勤務条件の措置要求に関する書面の様式を定める細則の規定により作成した用紙でこの細則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

不利益処分についての審査請求に関する書面の様式を定める細則の一部を改正する細則をここに公布する。

令和3年12月28日

島根県人事委員会委員長 本 間 恵美子

島根県人事委員会細則第5号

不利益処分についての審査請求に関する書面の様式を定める細則の一部を改正する細則

不利益処分についての審査請求に関する書面の様式を定める細則（平成18年島根県人事委員会細則第3号）の一部を次のように改正する。

様式第1号表面中「㊟」を削り、同様式裏面中「し、代理人が記名押印」を削る。

様式第2号中「㊟」を削り、同様式注2中「記名押印を」を「氏名を記載」に改める。

様式第3号中「㊟」を削り、同様式注1中「記名押印」を「記名」に改め、同様式注2中「記名押印を」を「氏名を記載」に改める。

様式第4号中「㊟」を削る。

様式第5号中「㊟」を削り、同様式注2中「記名押印を」を「氏名を記載」に改める。

様式第6号中「㊟」を削り、同様式注1中「記名押印を」を「氏名を記載」に改める。

様式第7号中「㊟」を削り、同様式注2中「記名押印を」を「氏名を記載」に改める。

様式第8号中「㊟」を削り、同様式注2中「記名押印を」を「氏名を記載」に改める。

様式第9号中「㊟」を削り、同様式注1中「記名押印」を「記名」に改め、同様式注2中「記名押印を」を「氏名を記載」に改める。

様式第10号中「㊟」を削り、同様式注1中「記名押印」を「記名」に改める。

様式第11号中「㊟」を削り、同様式注中「記名押印を」を「氏名を記載」に改める。

様式第12号中「㊟」を削り、同様式注1中「記名押印」を「記名」に改め、同様式注2中「記名押印を」を「氏名を記載」に改める。

様式第13号中「㊟」を削り、同様式注2中「記名押印を」を「氏名を記載」に改める。

様式第14号中「㊟」を削り、同様式注3中「記名押印を」を「氏名を記載」に改める。

様式第15号中「㊟」を削り、同様式注3中「記名押印を」を「氏名を記載」に改める。

様式第16号中「㊟」を削り、同様式注3中「記名押印を」を「氏名を記載」に改める。

様式第17号中「㊟」を削り、同様式注5中「記名押印を」を「氏名を記載」に改める。

様式第18号中「㊟」を削り、同様式注5中「記名押印を」を「氏名を記載」に改める。

様式第19号中「㊟」を削り、同様式注2中「記名押印を」を「氏名を記載」に改める。

様式第20号から様式第22号までの様式中「㊟」を削る。

様式第23号中「㊟」を削り、同様式注4中「記名押印を」を「氏名を記載」に改める。

様式第24号中「㊟」を削り、同様式注2中「記名押印を」を「氏名を記載」に改める。

様式第25号表面中「㊟」を削り、同様式裏面中「し、代理人が記名押印」を削る。

様式第26号中「㊟」を削り、同様式注2中「記名押印を」を「氏名を記載」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この細則による改正前の不利益処分についての審査請求に関する書面の様式を定める細則の規定により作成した用紙でこの細則の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する書面の様式を定める細則の一部を改正する細則をここに公布する。

令和3年12月28日

島根県人事委員会委員長 本 間 恵美子

島根県人事委員会細則第6号

退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する書面の様式を定める細則の一部を改正する細則

退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する書面の様式を定める細則（平成21年島根県人事委員会細則第3号）の一部を次のように改正する。

様式第1号表面中「㊦」を削る。

様式第2号から様式第5号までの様式中「㊦」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この細則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この細則による改正前の退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する書面の様式を定める細則の規定により作成した用紙でこの細則の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り替って使用することができる。